

## 第70回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成29年4月7日（金）13:56～15:55

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

**【委 員】**

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

**【審議協力者】**

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、  
大阪府

**【調査実施者】**

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室 澤野室長、熊倉参事官補佐ほか

**【事務局（総務省）】**

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、まだ5分ほど早いのですけれども、始めさせていただきます。第70回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。部会所属の宮川委員、野呂委員には、お忙しい中、どうもありがとうございます。今回の審議案件は3月21日の第107回統計委員会において総務大臣から諮問されました経済産業省企業活動基本調査、通称、企活といわれるもので、この部会でも、適宜その略称を使いますが、その変更について御審議いただきます。

まず、本日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○井川総務省政策統括官（統計基準担当）付 本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1が委員会諮問時の資料、資料2が審査メモ、資料3が審査メモの中で示した論点に対する経済産業省の回答となっております。資料3につきましては、本体の説明資料のほか、参考資料が別途付いております。A3の細かな資料も付いていて、申し訳ありませんが、経済産業省の説明の際に適宜御覧いただくものとなっております。また、参考資料として参考1が「委員名簿」、参考2が「日程」となっております。

なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、更に3月21日の統計委員

会において、経済産業省企業活動基本調査の諮問をした際に委員の皆様から示された意見の要旨もお配りしております。

事務局からは以上です。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

それでは、審議に入りますけれども、それに先立ちまして私から3点ほど申し上げます。

1点目は審議の進め方ですけれども、いつもと同様ですけれども、今日の資料番号で言いますと資料2、審査メモに沿って事務局から審査状況と論点説明をしていただいて、各論点に関する経済産業省からの回答という形で質疑を進めていきたいと思っております。それが1点目です。

2点目は、参考2にスケジュールが示してありますけれども、本調査に関しましては、本日の部会の後、4月の統計委員会で中間報告を行って、5月の統計委員会で答申（案）を報告する予定であります。このため、本日の部会においては各論点について答申（案）における整理の方向について同意をいただき、その結論を踏まえて答申（案）を示し、書面、いわゆるメール審議によって最終的な答申を決定したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それが2点目です。

3点目は、本日、16時までを予定としておりますけれども、予定時刻を若干過ぎるような場合には、既に御予定のある場合は御退席していただいて構いません。以上、よろしくお願いたします。

それでは、審議に入りますけれども、諮問時の統計委員会には、委員の皆様は御出席でしたので、諮問の概要の説明は省略させていただきますが、諮問の際に委員から意見が出されておりますので、確認の意味を含めて事務局から御紹介をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、本調査を諮問した際に委員から示された御意見ということで、特に資料番号を付しておりませんが、「経済産業省企業活動基本調査の諮問の際に委員から示された御意見（要旨）」という1枚紙を添付しておりますので、それを御覧いただければと思います。なお、いつものお断りにはなりますけれども、下の脚注にありますとおり、正式な議事概要等につきましては統計委員会担当室において別途作成中ということで、この要旨は部会審議に資するために便宜的に作っているものということで受けとめていただければと思います。

さて、委員会で出た御意見としては、それについてのやりとりも含めて大きく3つになります。まず、川崎委員から、本調査の諮問については当初、軽微な事項に該当するのではないかという印象を持ったが、説明を聞いて諮問されたことは理解した。ただ、軽微の運用について委員、それから、調査実施者の負担軽減という観点から検討をという御意見がありました。これに対して委員長からは、今回の案件について提供する情報が削減されるということがあったので、委員会として確認をしておく必要があると考えました。ただ、集計事項の整理という変更は今後もあり得るので、どのような観点からの確認が必要であるか、それも議論していただきたい、というコメントでした。

それからもう一つ、川崎委員から、調査票の冒頭、報告者向けの注意書きがあるのですが、その中に「報告者に利害関係を生じるような目的に使用されることはありません」と

いう記載がなされています。一般的には秘密保護ということについて書かれる部分なのですが、通常とは違うということで川崎委員がおっしゃられました。他の調査との整合も含めて議論してもらえればという御意見でした。委員長からも、調査全体の整合という観点から議論していただければというコメントを頂戴しています。

最後、宮川委員からなのですが、本日、後ほど議論していただきます有形固定資産の除却額、これを「減少額」に変更することについてです。報告者に混乱を生じさせないために他の統計調査における取扱いも含めて確認してほしい、というコメントを頂戴しております。委員長からも同様のコメントがありました。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

委員会における御意見につきましては、これから進める個別の審議の中で確認したいと思えますけれども、ただ、1点だけ今の1枚紙のペーパーの2番目の点ですか、調査票の冒頭にある報告者向けの注意事項についてというところは、特に審査メモの中にありませんので、まず、そちらについて調査実施者からの御説明をいただいて確認をしておきたいと思えます。

それでは、御説明、よろしく願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 経済産業省企業統計室長の澤野と申します。よろしく願いいたします。

今、御指摘の点につきましては、私ども経済産業省で実施しております統計について確認をいたしました。その結果、利害関係云々と書いてある統計が全部で5件、それから、税務資料として使われることはありませんという書き方をしている統計が2件ありました。それ以外の統計につきましては、「一般的に記入内容は統計法によって保護されています」ということになっております。私ども内部で検討いたしましたけれども、やはり利害関係云々という表現はあまり適切ではないと考えまして、できるだけ早い時期に、具体的には「この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています」という形に書き直したいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 すみません。今、口頭で御説明があったので若干補足をいたします。今おっしゃられた部分、今日配っております資料1の中に調査票を綴じ込んであります。通しのページで申し上げますと18ページのところです。資料1の18ページのところが本調査の調査票の1ページ目というところになります。その右上のところに四角でくくって星が5つ付いております。これが報告者に対する注意事項ということで、今御説明があったのは上から2つ目のところ、「この調査票は」という3行書かれている、この部分についてのことということでお聞きいただければと思います。後先になり、申し訳ありません。

○西郷部会長 御説明や補足説明をどうもありがとうございます。この点に関しまして、いかがでしょうか。多分、最初にこの文言が入ったときに何か理由があって入ったのだら

うなどは思いますけれども、確かに経済産業省以外の統計ではあまり目にしないということもありますし、経済産業省でお考えいただいて、特に今後修正していく方向で調整していただくということであれば、特に大きな問題はないかなというのが私の判断ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、今後、その利害関係を生じるような云々というような文言に関しては見直して、使わないような方向で調整をしていただくということで、4月の統計委員会の中で報告したいと思います。

それでは、資料2の審査メモに入りまして、個別の審議に入りたいと思います。まずは、審査メモの1ページ目の1、今回申請された変更についての(1)の調査事項に関して、順番に審議してまいります。まず、(1)の①、消費税の取扱いに関するチェックボックスの変更についてということで、まずは事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、御説明をいたします。調査事項の変更の1つ目、消費税に関するチェックボックスについてということで、文章だけの資料では何ですのでバインダークリップで審査メモに別添が1から3まで付けさせていただいております。別添の1ということで横置き of 調査票の新旧を付けております。こちらも細かくて本当に申し訳ありません。イメージということで横に置いて御覧いただければと思います。今議論いただくチェックボックスは、その新旧の1ページ目の真ん中あたりになります。右側が旧、それから、左側が変更案、新ということになりますけれども、右側の変更前では税抜きだけの箱がありました。矢印の先、左側のとおり、今回の変更で税込みの箱も作るというものです。

審査メモの本文のペーパーに戻っていただきまして、審査状況のアのところですが、「しかし」の段落ですね。現状のままですと税抜きだけですので、ここにチェックが入っていない場合、税込みなのか、あるいは税抜きなのだけでもチェックを忘れたのかといった判断が困難だという状況もあります。また、その下、イのところにあります。本調査については報告者から回答された内容をそれぞれ税込み・税抜きのまま集計されています。そのようなところ、「統計調査における売上高等の集計における消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）というもので、税抜きで回答されたものは税込みに補正をして集計するという方針が示されています。このため、将来的に税込み統一集計を目指すためには、調査票ごとの税込み・税抜きを明確に把握するという必要が生じております。

このようなこともあり、ウのところですが、今回の変更自体は回答された内容の正確な取扱いの確保という観点から適切と考えておりますが、将来的な課題として今後の税込み統一集計の対応の関係もあり、3点、論点として調査実施者に投げかけをしているところです。論点aからcまでありますが、aは本調査における現状においての税抜きの割合がどれぐらいか。それから、b、これは税込み統一集計に移行する際、こういった問題点があるか。そして最後c、次のページにわたっておりますけれども、税込み統一集計をする際の具体的なスケジュール、この3点について投げかけをしております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今挙げられました論点に関しまして、調査実施者から御回答をよろしくお願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、お手元の資料3、経済産業省説明資料を御覧いただけますでしょうか。この2ページ目です。上の方に論点がありまして、まずaですが、税抜き記入の報告者の全体に占める割合ということで下に回答がありますけれども、この表の中の平成27年、最新の調査によりますと、税抜き割合が77.3%ということで約8割が税抜きとなっております。これは企業活動基本調査の統計の冊子の中にもこのようなものが収録されておりまして、ほかに決算回数ですとか決算月もあります。トレンドを見ていただきますと、税抜きの割合がだんだん増えているということが分かるかと思えます。これは疑義照会等でしっかりとどちらかということを確認したという成果が出ているのかも知れませんが、結果的には8割ぐらいということですよ。

それから、bの税込み統一集計に移行する際の問題点は何か。それから、30年調査から対応できない理由は何かあるかということですよ。まず、問題点ですけれども、問題というほど大きいものではないかもしれませんが、私ども事業者の記入者負担の関係から、法人企業統計調査、それから、科学技術研究調査、この2つの統計からそれぞれ4,000件と2,500件のデータ移送を受けております。この2つの統計が前者は税抜き、後者が税込みということで、異なる値を取っていますので、我々として、それを入れるときに注意が必要というところが懸念と言えれば懸念ですよ。

それから、もう一つは、最初に申し上げましたように約8割が税抜きということですので、せっかく税抜きで書いてあるものを修正してしまうということについても、今後、ワーキンググループ等でも議論がされるようですけれども、私どもとしては、こういう懸念もあります。まずはガイドラインに沿って税込みで統一したいと思っており、30年調査から行う予定で今準備を進めております。

それで、cですけれども、具体的には先ほど申し上げましたように、この補正作業をするためにはどうしてもシステム部門の協力が必要です。技術的な検討、例えばデータの持ち方ですとか、データベースの構造等、このようなものに関してシステム部門との打ち合わせを今始めたところですよ。

以上ですよ。

○西郷部会長 ありがとうございます。

消費税の取扱いに関しましては、先ほど事務局から説明のあった消費税の取扱いに関するガイドラインというものが示されておりまして、それに沿って企業の側ではどちらでも答えられる、税込みでも税抜きでも両方で答えられるように、どちらでも答えられるようにオプションが付いているということなのですが、それに沿って企活の方も変更していただくという内容ですよ。いかがでしょうか。何か御質問、御確認の点等ありましたら、よろしくようお願いいたします。他の統計調査にも平そくを合わせて行われる変更ということなので、特に経済産業省企業活動基本調査において大きな問題があるという点がなければ適当というふうに判断させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なしとの声あり)

それでは、最初の論点、消費税のチェックボックスに関しては適当と部会として判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、(2)の従業者区分の変更に関してということで、これもワーキンググループ等でほかの統計調査でも適用されているところですが、正社員、正職員以外の区分名称が変更されるということで、まずは事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 では、御説明をいたします。従業者の把握における正社員、あるいは正職員以外の区分の変更ということで、先ほども見ていただきました別添1、横置き of 調査票の新旧ですと次の2ページ目、1枚目の裏側になります。こちら小さいですが、御参考にしていただければと思います。

新旧の右側、現状におきましては「パートタイム従業者」、あるいは「臨時・日雇雇用者」という区分名称が用いられているのですが、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)に沿いまして、新旧の左側のように「正社員、正職員以外(パート、アルバイトなど)」、あるいは「臨時雇用者」というように変更しようとするもので、結果の比較可能性の向上という観点から適当というふうに現状においては考えております。

なお、この変更につきましては特に論点は設けておりません。

以上です。

○西郷部会長 特に論点はないということなのですが、調査実施者から何か補足的な説明ありますか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 特段ありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、お諮りいたしますけれども、いかがでしょうか。これも他の統計調査と平そくを合わせての変更ということになりますので、特に企活において大きな問題が生じ得るということであれば、部会として適当と判断させていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なしとの声あり)

それでは、従業者区分の変更に関しましても部会として適当と判断したとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、審査メモの2ページ目の③ということになりますか、有形固定資産の除却額の項目名称の変更についてということで、まずは事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 御説明をいたします。有形固定資産の当期除却額の項目名称を「当期減少額」に変更するというものです。調査票の新旧ですと3ページ目を御覧いただければと思います。真ん中あたり、赤で、丸で囲ったもの、矢印が付いております。現状におきましては、新旧の右側にありますとおり固定資産が減ることにつきましては、有形固定資産につきましては当期除却額、それから、

その下の欄にありますけれども、無形固定資産については当期減少額ということで両者の用語に相違がございます。このため、今回、用語の統一を図るということで新旧の左側、矢印の先にありますとおり有形固定資産についても当期減少額に変更したいというものでございます。

審査メモの2ページ目に戻っていただきまして、ウのところですが、今回の変更によって用語がそろいますので、対象企業の混乱というのでしょうか、有形固定で用語が違ふということの混乱は防ぐことが期待されます。しかしながら、一方で除却から減少ということで変更いたしますので、回答の傾向に変化が生じる可能性がないかという懸念もあり、そのようなことも踏まえて4点ほど論点として経済産業省に投げかけをしております。

aからdですが、aはそもそもこれまで除却額という項目名で何を把握していたかということ。それから、b、これはこれまで除却と減少という異なる用語を用いていた理由。cですが、他の基幹統計調査でどういう状況だろうかということ。それから、最後のdですが、「除却」から「減少」に変更することによりまして報告者の回答内容に変更が生じ得るかどうかが、そのようなことの検証についてということで論点を設けております。

なお、本日の冒頭でも御紹介しましたが、この変更につきましては諮問時の委員会でも宮川委員、それから、西村委員長からもコメントを頂戴しているところです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、まず論点1番目、aです。これまで何を把握していたのか、定義を示されたいということですが、資料3の3ページ目に回答、aのところ、四角の点線の中に有形固定資産の売却、除却、廃棄、滅失等による減少額を記入してくださいと書いてあります。これは報告者向けの記入の手引というのがあり、この関係用品に過去から継続して同様のことが書いてあります。

それから、利用上の注意の記述です。利用者向け、統計を使う人向けの手引においても同様に、この定義というのは有形固定資産の売却、除却云々が、減少額ですという書き方をしております。それで、bですが、何でこのような異なる用語、混乱を招くようなことをしたのかということですが、いろいろと調べてみたのですが、お恥ずかしながら詳細はよく分かりませんでした。もともと有形固定資産は除却額ということを使っていて、19年の調査から無形固定資産を導入したのですが、こちらの方がむしろ減少額ということで、この定義に照らし合わせますと合っているのではないかと考えております。

何で今回このようなものをそろえようとしたかという一番の理由は、まず報告者からの照会が多々あったということで、同じような定義をしているにもかかわらず、何で異なる用語を使うのかという問い合わせです。誠におっしゃるとおりだと思うのですが、では、どちらに合わせようかと考えたときに減少額としたいと思っております。参考までにcで

すけれども、ほかの統計ではどういう使われ方をしているかということで、ここでは法人企業統計と工業統計、2 つについて調べてまいりました。資料3の参考資料1にも調査票のサンプルは付けてありますけれども、法人企業統計におきましては有形固定資産、無形固定資産ともに、増加額、減少額という用語を使っております。それから、工業統計調査においては、有形固定資産だけの調査項目ですけれども、「除却・売却による減少額」という言葉を使っております。ということで、私どもも同様に減少額、増加額という言葉が適正ではないかなと考えております。

それから、最後のdの論点です。事前に検証しているか、報告者の回答内容に変化があるかどうか検証しているかということと、調査実施後にその違いを検証する方法を考えているかということですのでけれども、資料3の4ページに回答といたしまして、まず、私ども定義の変更を特段行うわけではないと考えていたものですから、検証等は特に行ってはおりません。これまでの運用実績から記入者側はしっかり記入の手引を読んでいただいていると確信はしているわけですのでけれども、そうは言っても記入者側に混乱する可能性がゼロではないかもしれないということで、その後に実施する最新の調査におかれましては、記入金額の傾向に変化があるかどうかを審査の段階で注視しようと思っております、適宜、疑義照会をかけていきたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の事務局からの御説明、それから、調査実施者からの御回答を含めて御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。宮川委員、いかがですか。

○宮川委員 詳細に調べていただきまして、ありがとうございます。それで、今、cのところで法人企業統計調査との比較をしていただいて、資料3の参考資料3ページと4ページ、私の記憶どおりだったと思うのですが、見ていただきますと、これは、真ん中のところが固定資産の明細ですよ。そこで、減少額と書かれている部分には2つの定義があって、減価償却費と、それから、売却の減失、振替等ということですね。ところが、いわゆる企業活動基本調査の方で、先ほど御説明になった定義、つまり、aの定義というのは有形固定資産の売却、除却、廃棄、減失等の減少額なので、つまり、減少額の一部なわけですよ。それは要するに法人企業統計調査での減少額のカバレッジと、企業活動基本調査によるカバレッジとは正に違うということなのですよ。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 はい。定義は異なっております。

○宮川委員 そうすると、減少額と書かれて、企業側にとってみると、法人企業統計調査では減少額全体を書いていたのに、企業活動基本調査では、そのうちの一部を取り出して記入することになる。法人企業統計調査の定義に従えば、用語として本来正確には減少額のうち売却、減失、償却額、となるわけですね。私はどちらかということ、最近議論されている報告者負担のことを考えると、同じような書き方にしておいてデータ移送した方がいいのではないかと思うぐらいです。

多分、法人企業統計調査の方が恐らく会計上の固定資産等の明細というものに従って

るからこれが書けるのではないかなと私は記憶しているのですけれども、企活はそうではなくて、その中の一部を取り出すので、記入者にとってみると企業の担当者が見ている会計上の定義のどこに当たるかがよく分からなくなってしまうということになるのだと思うのですね。その記入者負担とか、そういうことをよく考えてみると、むしろ法人企業統計調査もしくは会計上の書き方に合わせてあげた方が、今議論されている報告者負担とか記入者が書きやすい方向になるのではないかという気がするのですけれども。

○西郷部会長 御回答いただいてよろしいですか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 宮川委員がおっしゃるように報告者負担につきましては、企活としても調査項目が非常に多岐にわたっていますので、できるだけ楽をさせたいというか、使えるものは使わせたいということは基本原則として我々も考えております。ただ、早急にできるかという、統計の連続性等もあり、それから、定義が変わったり、カバレッジが変わったり、それから、データ移送にしても、今、4,000件はやっているのですけれども、ほか、全部で3万件以上の調査がありますので、それらをどうするかなどがありますので、将来的な課題としてはいろいろと御指摘の点を踏まえ、あわせて報告者負担の観点からも考えていきたいと思っております。

○宮川委員 しかし、これは実際に、減少と書いた部分のカバレッジと法人企業統計調査と企業活動基本調査と定義が違っていますので、このままでは、私自身は認めるわけにもいきませんし、多分、統計委員会で西村委員長にこの形で報告しても、やはり否認されるのではないかなと私は想像しますが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今の宮川委員の御指摘は、この定義に「減価償却は除く」みたいな、そういうふうに違いを明記するように変えるべきだという、そういう御指摘でありましょうか。

○宮川委員 それだったら、その両方、無形固定資産の方も変えるべきですね。つまり、実は今分かったことではけれども、企業活動基本調査の無形固定資産の方は、減価償却が含まれていて、それで、法人企業統計調査は除却だけを書いているという可能性もないではなかったのだと思うのです、これまで。そこを恐らく統一的な用語にしたいということが今回の諮問というか、変更の趣旨であれば、今、澤村統計審査官がおっしゃったように、減少額と書いて、ただし、減価償却を除くというように統一するかどっちかにしないと、恐らく企業の方は混乱しているだろうと思いますね。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 今、この横表（資料3の参考資料の別添1の3ページ）の矢印を書いているのを見ていただきますと、5の事業内容のところの（2）の費用の内訳のところ、少し字が細かくて恐縮なのですが、ピンク色に塗ってあるところの中、0513の項目ですが、減価償却費というのを取っております。

○宮川委員 減価償却費を取るとか取らないとかの問題ではなくて、減少額と書いて企業が何を記載するかということについて聞いているわけですね。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 なので、今の御指摘を踏まえ

ますと、減価償却費を下で把握してありますので、抜いた形のを回答する旨、記載することも一案ではないかと思ったということなのですが。

○宮川委員 法人企業と書き方が違うのはやはり、企業の方にとって混乱してしまいますよね。しかも、データ移送しないわけですから。

○西郷部会長 2つぐらいの問題がありまして、1つは企活で、測りたい減少額というのが何なのかということと、それをどういう言葉で表現したらいいのかということですね。宮川委員の御指摘は、言葉が法人企業統計調査と同じだと回答する方が混乱するのではないかということですよ。これはどうなのですかね。

○宮川委員 ユーザー側からすると、我々が使ういつもの情報というのは大体、法人企業統計調査に従っているものなのですね。減価償却と、それから、除却、売却、両方見て、そしてその資本の減耗分というのを計算する。この2つの情報が共に必要であることは間違いないわけです。経済産業省は何を目的として捉えているか分からないのですが、少なくともaの回答を見る限り、そのうちの、この括弧の中で、そのうちの一部の売却、除却、廃棄、滅失等によるものですから、法人企業統計調査の減少額の一部を取っているということになるわけですね。

そのほかの部分は、先ほど事務局がおっしゃったように、これは無形、有形、全部合わせてかもしれませんけれども、まとめた減価償却分でカウントしようというわけですね。そうすると、せっかく有形、無形と企業活動基本調査では上の方で分けながら、下の方では有形、無形の減価償却が一緒になっているから、あまりユーザー側にとっては使い勝手あまりよくないなという、ただ、これは諮問とは別ですけれども、とりあえず、そういう意味ではあまり、恐らくこの統計を使ったとしても有形、無形で両方合わせた資産がどれだけ減るかということぐらいしか、多分、計算ができないということになります。

今度は、その記入者側からすると、記入者側としては法人企業統計調査で、このタイプで書いていて減少額を減価償却分と当期滅失分に分けてやっているの、では、この質問の仕方はどうか。下に減価償却と書いてあるのだから、これはその減少額の差だろうというのは、それは要するに統計作成者側の思い込みではないかという、もう少し丁寧な、一応、考え方があって、せっかく変えるのだったらきちんと説明があつてしかるべしではないかというのが、一応、私の意見です。

○西郷部会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

どうでしょうか。今すぐ解決できますか。よろしくお願いします。

○熊倉経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室参事官補佐 企業活動基本調査を担当しています熊倉と申します。宮川委員の御質問のお答えにならないのかもしれませんが、状況だけ簡単に説明させていただきます。統計委員会でもこの除却、減少の用語がほかの統計で使われているのか、定義はどうかというような御質問があつたので幾つか調べたときに、企活でデータ移送している法人企業統計調査の年次調査には増減の調査項目がなく、減価償却額の項目がある。逆に四半期調査には増加、減少の項目があつて減価償却の項目がないという状況になっているわけです。企活調査は、有形固定資産、無形固定資産の増加、減少と減価償却額の両方を調査しており、ほかにはそういうケースが見

当たらなかったです。

ですから、そういう意味では法人企業統計調査と企活の定義を見比べたときに、ああ、減価償却が入っている、入っていないという違いがあるのだと言わざるを得ないという判断をしました。その状況の中で、企活のことを考えると、利用者からは同じような定義になっているのに何で用語が違うのだということは、そろえた方がいいかなという、そもそもの考え方に戻ってしまったわけです。そのような状況の中で、移送による負担軽減という意見は、四半期調査なので別に検討する必要があると考えます。では、企活の担当者としては法人企業統計調査もやられている方もいらっしゃるでしょうから、用語や定義として、除却と減少は別々の意味があって違うのですよということがきちんと説明できるのであれば、別に改正をしなくてもいいかなという気もしますが、普通に考えると、どうも例示が似ていますねという話になって、では、減価償却はどうするのですかと質問されれば、それは別に調査項目があるのでこちらで書いてくださいというやり方をしているわけです。その部分について記入者に対しての親切丁寧な対応は少し考えなければいけないかもしれませんが、そういう状況の中で少し御議論いただければと思っています。

○西郷部会長 いかがですか。宮川委員。

○宮川委員 今おっしゃっているのは、その法人企業統計調査では四半期レベルでは、要するにこういう固定資本の増減を取っているのだけれども、年次レベルではないから企活でそれを補うという役目があったのではないかなという、そういう意味でのその質問項目の意味ですね。それは分かりましたけれども、でも、今、正に御覧になっている法人企業統計調査と企業活動基本調査の間では、減少に関するカバレッジが、違うのは明白ですので、しかも、こんなことを言っただけでは、やぶ蛇なのですけれども、無形固定資産で何を取っていたのか、それから、有形固定資産ではこれまで除却を取っていたのだけれども、無形固定資産ではもしかしたら同じ費用で減価償却と除却と両方書いていた企業もあったかもしれないということを考えると、今まで使ってきた者の気持ちとしては、きちんと整合的なものに直していただく、これを機に整合的なものに直していただきたいですし、それは、直し方はこうだと思っております。

1つは、もう既に法人企業統計調査とか、他の企業の統計では減少と減少の中の除却とはカバレッジが違うということが明らかなので、そのどちらを取りたいかということをも明確にして、それを有形固定資産、無形固定資産両方に当てはまるように取ってくださいということだと思っております。少し言い過ぎますけれども、法人企業統計調査が年次で取っていなかったのは、多分、前年度の、法人企業統計調査はサンプル替えをしますので、前年度の固定資産と、それから、恐らく年度末の固定資産とを比べて、その間の固定資産の増減をやっても合わない可能性があるわけですよ。それ、サンプルが変わってきますから、集計したときに。企業活動基本調査は、本来は会計上から言えば、ミクロのデータから言えば、前年度の資産、前年度の固定資産残高から、その固定資産の増減を、増加と減少を足して引いた最後の残高の期末の固定資産残高はきちんと合うように本当はなるはずなのです。それが計算できれば非常にユーザーにとっては使いやすいし、本当は企業会計ベースで、例えばデータを把握している企業の担当者も書きやすいという可能性はあるわ

けです。

○西郷部会長 用語の整理と概念の整理と両方あるのですけれども、今、回答できますか。かなり難しいかなという感じも。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 実施者側といたしましては、ただちに法人企業統計調査に合わせるというのは、スケジュール的に厳しいと思っております。宮川委員のおっしゃることもよく分かりますので、可能であれば、今回は表現のところだけを御審議いただいて、また次回の諮問のときに他の統計との用語の整合性も含めて、まとめてやりたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮川委員 いいです。用語の統一、結構です。ただ、その場合は有形固定資産も無形固定資産も一緒にやってほしいなという気がしています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。では、今の議論をお伺いしていると、直ちに案文も、宮川委員の御指摘のようなより分かりやすい案文も、調査実施者でも直ちにこの場でお示しすることは難しいと思っておりますので、実施者に考えていただいて、それを委員にもお知らせする。その内容がよければ、答申にはこういうふうに変えなさいというようなことを付記して、その定義の説明文の内容をより明確にするというような方策があるかと思っております。

○西郷部会長 いかがですか。宮川委員、それでよろしいですか。

○宮川委員 はい。ですから、今回の諮問は用語の変更が主ですから、用語の統一、しかも、それを資産間でも別に差別がないように案文を出していただけるなら結構ですが、こういうことが分かってしまいましたので、課題みたいなものは付記していただくということをお願いしたい。近々、これは課題みたいなものを付記していただくということで結構かと思っておりますけれども。

○西郷部会長 はい。分かりました。

それでは、主は用語の変更なのですけれども、今回はその減少額という用語は使う。ただし、法人企業統計調査との差がきちんと分かるような注記というか、付記というか、していただいて、将来的には有形だけではなくて無形の方まで含めて概念整理と用語の整理と両方やっていただいて、特に法人企業統計調査との関係がきちんとはっきりするような工夫をしていただくということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかに御意見、ありますか。それでは、審査メモを進めさせて、今の留意点だけ、将来的な課題とするということ以外で、減少額という文言に変更すること自体は一応、適当というふうに判断させて、適当と言うと少しおかしいですが。

○宮川委員 減少額だけの、例えば先ほど澤村統計審査官が言ったように減価償却を除くとか、括弧付けで付けるということで、用語を統一するということで。

○西郷部会長 はい。分かりました。

○宮川委員 それで承諾です。

○西郷部会長 はい。分かりました。ありがとうございます。ということにさせていただきます。

それでは、4番目の論点ということで、資料2の審査メモで言うと3ページ目になりま

す。企業経営の方向に係る調査事項について選択肢を追加するということなのではございますけれども、これに関しても、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官** 御説明します。審査メモは、今おっしゃられた3ページ目、それから、調査票の新旧ですと別添1の最後のページです。4ページ目、2枚目の裏側になります。企業経営の方向に関する調査事項につきまして、選択肢の追加を行うということで2項目、企業の機関設計、それから、ストックオプション制度について選択肢を増やすというものです。審査メモで申し上げますと、審査状況のイの部分、審査メモの3ページの上からア、イとありますが、イの部分になります。①企業の機関設計につきましては、平成26年に成立した改正会社法、その中で監査等委員会設置会社の創設が盛り込まれたことを踏まえたもの。それから、②に関しましては、単にストックオプション制度の実施の有無だけではなくて、制度の対象者を把握するために選択肢を追加したいとするものです。

これらにつきましては、回答者の選択肢が少し増えるにとどまるもので、行政ニーズも踏まえた見直しということで、おおむね適当とは考えられますが、選択肢の設定等について幾つか論点として確認事項を設けております。a、b、cとありますが、aが機関設計について、今回の選択肢で3つ設定をするということになっているのですが、これを設定した理由。それから、bとcはストックオプションに関してです。bは分けて把握する必要性は何かということ。それから、c、これは回答処理上の技術的なことなのですが、ストックオプション制度を実施している場合、企業によっては取締役等に向け実施、それから、従業員向けに実施という両方に「○」が付く場合もあるのではないかとと思われるのですが、逆に言えば片方だけ、取締役向け、あるいは従業員向けのいずれかに「○」が付されている場合に、他方が該当なしなのか、あるいは記入忘れなのかといった審査上で判断できるのかといった疑問がありましたので、技術的なこと等はありますけれども、論点として加えております。

以上、3点の確認事項です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いします。

**○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長** まず最初の御質問ですけれども、この3つを設定した理由ということですが、まず、平成27年に会社法が施行されまして、平成28年調査に委員会設置会社を指名委員会等設置会社に名称変更、これは軽微変更で対応させていただきました。この際に機関設計の詳細な調査に対して特段の要望がなかったものですから、先だっけの拡充はしませんでした。今回、追加ということで要望がありまして、実際には機関設計の組み合わせは51パターンあるということのようなんですけれども、私どもの政策原課と調整をいたしまして、その中で特に名称が確立されている機関ということで表記の監査役設置会社、指名委員会等設置会社、それから、監査等委員会設置会社、この3つの状況が分かれば政策的には大丈夫だということでしたので設定をさせていただきました。

それから、bですけれども、取締役等向けという「等」があります。具体的には一応、

執行役というものもそこに含まれるということです。それから、3番目の審査段階で複数回答があった場合の該当なしなのか、記入なしなのかというものを判断することが可能かということにつきましては、結論から先に申し上げますと確認は可能だと考えています。調査票が提出されたときに必ず審査をするわけですが、今回の場合、29年調査と30年の調査を比較いたしまして、29年と30年でストックオプション制度がありだったのがなしに変更になったのか、逆になしだったものがありというふうに変化した場合には、必ず疑義照会をかけようと考えております。ということで、これでも100%ではないかもしれませんが、ほぼ確認は可能ではないかと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点に関しまして質問あるでしょうか。

○野呂委員 よろしいですか。

○西郷部会長 はい。お願いします。

○野呂委員 資料1の参考1の5ページ、指名委員会等設置会社など機関設計に関する事項についてですが、指名、監査、報酬、3つの委員会を立てている会社もあると思うのですが、そういう会社が回答する場合はどれに「○」を打てばいいのですか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 今回の御質問の「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」というのは、指名委員会等設置会社の取締役会の中に設けられる委員会と認識しております。ですので、指名委員会等設置会社ということで、「2」に「○」をしていただくことになります。

○野呂委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。ないようでしたら、法律の変更に伴う変更で、その法律で排他的に定義が行われているので、どの選択肢を選ぶかということに関しては、法律に熟知している方だったら少なくとも1つを選べるということですので、もし特にほかに問題がありませんようでしたら、部会として適当と判断したとさせていただきますけれども、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、その次に参りますけれども、大きい番号の2ということになりますか。法人番号の追加に関して御審議いただきます。審査メモで言うと3ページ目の(2)、下の方になります。まずは、いつもどおり事務局から審査の状況を御説明、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、御説明します。今回の新設事項の法人番号ということですが、調査票のイメージ、新旧としては資料2別添1の1ページ目に戻っていただいて調査票の表紙の部分の左下のところに追加ということで丸く囲っております。審査メモ、3ページの下のところを御覧いただければと思います。アの部分ですが、企業対象の統計調査につきましては、法人番号の欄を追加するという点について、統計改革の基本方針でも求められております。また、基本計画を受けた検討機関である産業関連統計検討ワーキングにおきましても、その方向に沿った取りまとめがなされております。

審査メモ4ページの上のイの部分です。今回の追加ですが、これらの動きに対応すると

いうことで適当と考えております。なお、毎回書かせるという意味ではなくて、平成31年調査以降につきましては、30年に一度回答していただければ、それをプレプリントするという形で報告負担の軽減ということが予定されていると聞いております。ということで、この変更につきましては、特に論点は設けておりません。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。論点は特にないということなのですからけれども、調査実施者から特に何か補足はありませんか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 特段ありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、お諮りしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○野呂委員 法人番号の欄を追加することについては、全く異論はありませんが、事務局に御質問したいのですけれども、これは他の統計も、いわゆる企業関係は、すべて、30年度に一斉に変えるのでしょうか。それとも何か別の修正があるときに、法人企業番号の欄を追加する、そういう方針なのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 原則的には順次進めていこうということで、一斉に30年度から全ての調査に入るというわけではありません。ただ、今、野呂委員御指摘のように何らかの他の変更事項があるとかいうのは多々あることですので、その際には順次この法人番号についても入れていっていただくということを考えております。また、データベース自体でも突合作業を始めますので、そのような調査のデータとデータベースのある程度突合されたデータがマッチングすれば、それで真のものというような形でデータベース上登録されていきますので、その情報を使って事後はプレプリントもできるというような形になろうかと思えます。

○西郷部会長 よろしいですか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 ほかにありますか。なければ、こちらも法人番号を統計調査でも把握していくというのは公的統計全体の流れにも沿いますので、部会として適当というふうに判断させていただきます。ありがとうございます。

それでは、また審査メモに沿いまして、今度は4ページ目の集計事項の変更というところに移りたいと思います。それでは、まず、最初に事務局から審査の状況について御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明します。集計事項の変更ということですが、審査メモにありますとおり①から③の3種類の変更が計画されていますが、このうちまず①と②についてまとめて御説明をいたします。

①につきましては、調査事項の変更に伴いまして集計項目を変更するというもので、文章だけではなかなかイメージしづらいと思われましたので、審査メモの中に別添2という形で調査票の新旧を入れておきました。A4横置き、別添2と書かれているものです。そち

ら、黄色い網かけとかが付いている資料です。それを御覧いただければと思います。表紙が①調査事項の変更に伴う集計項目の変更（その1）と書かれている資料です。

その1ページ目、2ページ目が今申し上げている調査事項の変更に伴うもの、1ページ目が従業者区分の変更、それから、2ページ目、裏側になりますけれども、先ほど御審議いただきました機関設計であるとかストックオプション制度の調査事項の変更に伴って集計項目も変更するというものです。こちらが①。

それから、②ということで集計項目間の整合を図るため、一部項目を変更するということなのですが、細かい話なのですが、少し説明をさせていただきます。

まず、調査票を御覧いただければと思いますので、資料1の20ページを少し御覧ください。よろしいでしょうか。頭のところに「3 親会社、子会社・関連会社」の状況と書かれている部分になります。そのページ上段につきましては、調査対象となった企業と親会社との関係。それから、真ん中、②とされているところは、調査対象企業と子会社・関連会社との関係という、そういう調査票になっています。

(2)②子会社・関連会社につきましては、調査票におきまして既に20%以上から50%以下ということで線引きがなされていて、集計もこれに沿って行われているというのが現状です。これに対しまして上段、(1)親会社との関係というところで、項目番号で言うと0305、親会社の議決権所有割合という記入項目があります。ここでは比率を直接書かせるという形になっています。ですので、集計するに当たりましては、この比率、どう線引きをして集計するかというのが問題になるというところなんです。

そのような点を御理解いただいた上で、先ほど見ていただいた資料2の別添2の集計表の新旧の3ページ目を御覧ください。第3巻第7表と左側に打っているものです。現在の集計では、右側のように20%超ということになっているのですが、これを今回、左側のように20%以上ということで改めたいということです。これが変更内容です。説明と申しますか、変更内容をイメージしていただきたく少し回りくどい説明をしましたが、変更内容としては「20%超」を「20%以上」に改めるというものです。

そこで審査メモのA4の縦に戻っていただければと思います。その4ページ目の(3)②のところなんです。真ん中の辺りです。②のところなんです。「そこで」の段落になります。この変更自体は表章の統一というところもあります。関連会社・子会社、関連会社との関係は20%以上ということで線引きがなされていますので、そのようなこととの統一という意味では適切と考えておりますけれども、今回、区分を変更する考え方につきましては確認をしておきたいということで、御覧の論点を立てているところです。

若干冗長な説明になって申し訳ありません。以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 これも誠にお恥ずかしい話です。平成21年までは先ほどの資料2の別添2です。左側に変更案とありますが、平成21年までは左側の表章をしておりました。それが21年に別の案件で諮問をさせていただいたときに、どうも右側の「20%超」という表現で資料が提出されてしまった模様です。それで、

審議対象でなかったものですから、このまま審議が終わってしまって、書類上は20%超のまま承認されたという形になっていたようです。それで、これはおかしいので、平成21年までずっと続いていた形に戻したいと考えております。そうすると、今回、変更案ということになっております、「20%以上50%以下」。これに戻したいということです。

では、その平成21年から今まで「20%超～50%以下」という表章だったけれども、統計の数字は対応しているのかという疑問が出るかと思えます。結論から申し上げますと、20%超でカウントしておりますので数字は間違っていないのですが、連続性から言うと平成21年以前は「20%以上」でカウントしていましたので、そこで少しずれが生じる。どれぐらいずれるかという数社程度という結果になっております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か御質問等ありますか。「超」という表現がどこかで紛れ込んでしまったということなのですけれども、それを従前の形に戻すということではよろしいでしょうか。どうぞ。

○宮川委員 これは表現上の問題ですけれども、超と以下で、いわゆる親会社の子会社に与える影響もしくは経営上の決定権の違いとか、そういうものについて何か変わってくるのか。つまり、こちら側は表現上の違いというか、整合性のことを考えて変更するのですけれども、実態的な意味が変わったのではないかみたいなことを言われたときにどうするのですかという質問です。

○西郷部会長 20%というのが大きな飛躍を起こすかどうかということだと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 一応、私どもの説明資料の6ページ目に書かせていただきました。財務諸表の規則においては20%以上が関連会社の基準となっています。それからすると少しずれているということになってしまいます。

○宮川委員 過去がずれていたということですね。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 はい。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 それのもとに、基準にも合うように戻るということで、ほかにありますか。これが変わったときに特にユーザーから何か質問があったとか、そういうことはなかったと理解してよろしいですか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 はい。ありませんでした。

○西郷部会長 はい。分かりました。

それでは、むしろ、変更案と書かれている「20%以上」の方が従前もそうであったし、社会的基準としてもその方がしっくり来るということですので、この変更に関しましては適当と判断させていただきたいと思えます。

それでは、更に審査メモに沿いまして、その次の論点ですけれども、ページ数で言うと資料2の審査メモの4ページ目になります。まずはまた同じように事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 部会長、この点につきまし

て今から御説明いたしますけれども、今回の集計の見直し、整理に伴って公表事項の公表時期の変更も、そちらも併せて説明してよろしいですか。

○西郷部会長 はい。すみません。では、よろしくお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 はい。分かりました。それでは、審査メモ4ページの③確報の集計表のうち、一部表章を変更するという事。それから、同じ審査メモの5ページから6ページにかけての公表時期の変更、裏表の関係にもありますので、併せて御説明をしたいと思っております。

まず、集計事項の変更ですけれども、審査メモ4ページの③審査状況のAのところに記載しておりますが、本調査の確報につきましては40表近い集計がなされているのですが、以下の箱書き、1) から4) に書いてある6表について部分的な集計の取りやめが計画されているというものです。ただ、説明だけですと具体的なイメージがわかりませんので、先ほども御覧いただいている集計様式の新旧を御覧いただければと思います。資料2別添2の4ページから6ページ、4ページ目以降の表になります。まず、4ページ目のところです。第1巻第2表と書かれているところですが、太枠で囲んでいる部分、総資産、売上高、付加価値というところの集計を取りやめるといったものです。

ただし、合計欄など部分的には第1巻第3-1表であるとか、表の番号が入っている部分が幾つかありますけれども、これにつきましては他の統計表でも同様の数字が載っているということで代替が可能と説明を受けております。ですので、純粋に集計が落ちるといったのは黄色の網かけをしている部分というふうに御理解いただければ結構かと存じます。同様に5ページ目、6ページ目も同様の見方です。太枠でくくった産業小分類別というところが取りやめの対象になるのですが、合計の部分は一部残って、黄色の部分がないという変更内容です。

以上、御覧いただいた上で審査メモに戻っていただければと思います。審査メモの4ページの下になります。一番下の行がイというところなのですが、今回の変更につきましては、調査実施者は秘匿部分を減らした集計表を提供することで、次のページにまたがりませんが、利活用の有用性を高めて業務の効率化を図るといったふうにはされているのですが、必ずしも秘匿の比率が高い、低いということで一律に線引きをされているわけでもないように見えます。ですので、一見するとリソースの減少を主な理由とした集計の一部取りやめ、縮小という形に見えてしまいます。このため、直ちに適当というのは難しく、今回の変更理由であるとか、作業の状況などより詳細な説明をしていただければ、そして委員の皆様の御意見を頂戴したいということで論点を設定しております。

論点は大きく3つに分けております。a、b、cとありますが、aは今回の変更理由について、bは変更理由の主な主因と申しますか、それになっている秘匿作業といったものがどういったもので、どの程度の労力がかかるものなのかということ。そしてcのところ、今回の変更で集計の一部がざくっと落ちるといったイメージがあるのですが、それをしてしまう前に他の表との代替関係であるとか、また、集計の会計を細かくするのではなく大きく大ざっぱにする。集計の区分を統合することによって秘匿の発生を小さくできないか。そうすることで取りやめ、集計の取りやめを回避できる余地があるのではないかというこ

とでcの論点を立てているという状況です。

以上が集計の変更ということです。

それから、続きまして(4)も説明してまいります。審査メモの5ページの(4)公表時期の変更です。今御説明した集計事項の整理に伴いましてリソースの余裕が生まれるということで、それを活用して1つには今御覧いただいている確報の公表を1か月程度前倒しするという計画が示されています。審査メモの5ページの下、審査状況のあのところにも記載しておりますけれども、この調査は年次調査です。ですので、本来であれば年次調査は第1報が1年以内に出ればよいということなのですが、この調査は速報が半年後に出て、確報が1年後に出るということで、かなりハイペースで公表が実現されています。そのような意味で、現状の取扱いに特段の問題はありません。

ですから、今回の確報を更に1か月前倒しするという計画なのですが、審査メモで申し上げると次の6ページのイのところ、イの4行目ぐらいでしょうか、今でも十分早いというところはあるのですが、更に急ぐニーズがあるのかといったこともあります。また、公表の早期化以外にできることがあるのではないかとといったこともありますので、その下にあります論点を3つ掲げているところです。

少し説明が長くなって失礼いたしました。以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御回答をお願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。7ページです。まず、今回の集計事項の変更ですが、平成22年からこれまで、見直し自体は行っているのですが、諮問という形での変更は行っておりませんでしたので、このたび、6年も経っていますのでしっかり見直そうということです。

それで、基準ですけれども、まず、その集計表の利用状況はもちろんですけれども、その中で①から③まであります。膨大な工数を要するものは何か。それから、むしろ表章を変更することによって有用性が上がるものがあるのではないかと。具体的に言うと秘匿でバツバツだらけのものがたくさんありました。そういうものはむしろ使えないので、使える情報だけが載っている統計表にした方がいいのではないかとという発想です。それから、③としてほかの統計表で代替できるものかどうか。ある程度、代替できれば二重に掲載する必要はないものですから、どちらか一方、割愛させていただくというのもいいのではないかなと思いました。

その一方で、御承知のように公務員の定数削減というのも非常にドラスティックなスピードで行われておりまして、それを先読みいたしまして我々も外注化等で職員の業務をより知的なものにとシフトさせてきたところです。更にそれをもっと進化させて、昨今、特に統計精度、統計が本当に正しいのかという議論が世の中でも大きく取り上げられていますので、我々としても今回、見直しの結果、捻出された工数については、統計精度の改善に向けたなと思っています。それが基準の妥当性のところです。

限られた人的リソースを統計作成における各工程に最適に配分するという。それから、利用者の利便性を損なわずに有用性を高めること、この2つの大きな観点から検討を

行っております。

その結果、利用者からの問い合わせがあるのか、ないのか。ダウンロード数はどうなのか。それから、集計用の作業工数、このようなものから結論といたしましては、産業別・規模区別に公表しています6つの統計表、集計表について、その一部を割愛することで大幅な工数の捻出ができて、それを新たな業務に配分できるのではないかとということです。お手元に資料3の参考資料というのがありますけれども、そこの7ページに資料2-2がありますが、これが先ほど事務局からも御説明がありました、企活で作っている統計表です。「変更あり」と書いてありますのが今回見直しを行いたい統計表です。隣にダウンロード数、秘匿の割合、作業工数が書いてあります。ダウンロード数は下にもあるとおり、経済産業省のホームページ、2016年の11月から2月までの4カ月弱で実際にアクセスされた数を記載しています。

資料3の説明資料に戻させていただきますと、特に第1巻第2表、7ページの真ん中より少し下ですけれども、「具体的には」というところですが、資本金規模別、それから、従業者規模別、これをクロスで分析している表があります。これが第1巻第2表ですけれども、これがやはり細か過ぎて秘匿が全体の28%と非常に高くなっております。このままでは恐らく利用者の方も使いこなせていないのではないかとということで、これは見直したいということです。それから、2)ですけれども、秘匿が多く作業工数を要しており、ダウンロード数が比較的少ない集計表のうち、製造業の小分類ベースで表章しているものが5つあります。これについても見直しをさせていただければと思っております。実は製造業だけが小分類ベースになっていまして、製造業以外は全部中分類までということで、少し特異な細かさで製造業だけは見ているということです。その結果、分類が細かいだけに秘匿も多く発生していたということになるかと思えます。

利用者に対する不利益のところですが、パブリックコメントを実施いたしました。これは昨年の11月14日から12月、約1カ月ですが、このときに経済産業省企業活動基本調査のホームページ、企活の統計が閲覧できるページの一番頭にパブリックコメントを実施しているというメッセージが出るようにいたしまして、そこの訪問者数を後でカウントいたしましたところ、大体3,500件の訪問がありました。私どもとしては、企活の統計のページに来た人たちですので、ある程度企活を使うという目的で来たという人たちには、少なくとも周知されたのだらうと想定しております。ということで、少なくともパブリックコメントをやっていることが伝わっているという前提でおります。

それから、この全6表（資料3の別紙1）において主要な統計値が何らかの形で代替できるという点も今回見直しをして大丈夫ではという判断に至った要因の1つです。今回の整理、集計事項の整理によって捻出される約30人日の工数がありますけれども、これを大きく3つに振り分けたいと考えております。1つ目は冒頭申し上げましたように統計精度の向上です。今、外注をしていますので、外注会社も相当、疑義照会等で個別の統計表に対するチェックはっております。具体的に言うと大体10万件ぐらいの疑義照会をかけております。

この中には桁ずれですとか、3桁がずれるというやつですね。100万円と10億円の記入を

間違えたとか、企業内でもエクセルで集計をしている人も多いものですから、間違えて累積値を書いてしまうなど、そのようなものもたくさんありますので、それを1つ1つ潰しているという作業があります。これは主に外注会社がやっております。私どもはどのようなものを行っているかという、主に要因分析をやっております。特に産業格付が変わった場合がありますので、それが本当に適正かどうか。有価証券報告書等と比較して記入が合っているかどうか。それから、業種ごとの景気動向がどうなっているのか。それと整合しているのか。そのようなものを合わせながらエラーがあるか、ないかというのをチェックしているということです。ここをもう少し深堀したいと思っております。

それから、2つ目に公表資料等の充実です。関心の高い話題に対して、これはむしろプレス向けですけれども、分析、解説等をやりたいと。それから、3つ目に確報の公表時期を1カ月早期化する。二次利用は確報の公表後になりますので、公表の早期化というのは二次利用者にとっては非常に有益ではないかと思っております。それからもう一つありまして、公表時期の変更で言いますと、10ページを見ていただけますでしょうか。確報の公表の早期化を求める具体的な要望はあるのかということです。結論から言うと、直接的な要望はありません。ここで御説明させていただきたいのは、先ほど申し上げました二次利用につきましては、二次利用の申請予定者から公表日に対する問い合わせが非常に、公表時期が近づくと増えてまいります。年間60件から80件ぐらいの二次利用がありますので、このような人たちは一刻も早く使いたいのだろうと思っております。私ども別途海外事業活動基本調査というのをやっております、この調査と企活を使ってマッチングをして分析しているという研究者もたくさんいらっしゃいます、こういう人たちは海外事業活動基本調査が5月の公表ですので、その後しばらく企活の公表を待っている状態になっているということで、研究開始のボトルネックになっているということです。

それから、資料には書いておりませんが企活はいろいろなところにデータ移送しておりますので、ここでは外資系企業動向調査を例にしておりますけれども、このようなところがデータ移送を早く受けることによって、この統計の公表の早期化も期待できるというメリットがあるのではないかと思っております。なお、公表実績を参考までにその下に載せてあります。

私からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 すみません。お手元に参考資料、もう一度戻っていただいて、資料3の参考資料の資料2-3を御覧いただければと思います。これが第1巻の第2表ということです。これが実際のものでして、この右側にバツが書いてありますけれども、ここが今回、取りやめを予定しているところです。ぱっさりと切ってしまうのですけれども、その中に色で囲ったところがあります。それで、例えば資本金別の食料品製造業に黄色のマーカーが引いてありますが、ここの部分については第1巻の表3-1にも既に掲載されていますので代替ができるという表の見方になります。資料の20ページに資料2-4という星取り表の形で別途掲載をさせていただいております。

今の説明はこうなります。20ページの上の方にグリーンにしたところを今回落としたい

という部分です。そうすると、その下にある項目は全部一旦バツが付くのですけれども、この中のうち朱色で塗った部分というのは別の統計表で参照することができるという見方になります。これを順次見ていきますと、21ページにおいては、これは小分類のところを落としたいということですが、企業数については別途ほかの統計表で取れます。それから、売上高、経常利益、資産の計、負債の計、純資産の計、これについては朱色になっております。小分類ベースで合計値だけですけれども別の統計表で見れるということになっております。

それから、次の22ページ、これは第1巻の第3-2表です。これもやはり小分類のところなのですが、中分類までは資本金、規模別で表章させていただいています。ただ、小分類のところをやめたいということです。こういう表ですけれども、企業数に関して言うと小分類においても全部代替ができるという表です。同様に23ページ、事業内容に関する第1巻の第4表で、これも同じでして、小分類のところを割愛させていただいて、ただし、表頭にある赤字のところ、ここは小分類の合計値だけですけれども、ほかで参照できるということです。24ページは事業の多角化のところ。これも同様です。小分類のところを割愛したいということです。それから、25ページが企業間の関連です。これは従業者規模別ですけれども、中分類までは従業者規模別で、小分類のところだけは合計値のみにしたいということです。

それで、恐縮ですけれども、今の資料3の参考資料の中の7ページをもう一度御覧いただきますと、ダウンロード数ですとか、秘匿の割合とか作業工数、このようなものを勘案して選んだわけですけれども、この中で第1巻の第15表と第16表は秘匿の割合が非常に大きいです。第15表は秘匿が多くてダウンロード数が少ないが、何で削らないのかと。これは備考にも少し書かせていただきましたけれども、第15表は外資系企業に特化した集計表で代替がありません。それから第16表については、都道府県別ということで、177件のダウンロードとまああの参照回数があります。秘匿は16.7%と若干多いですが、ほかに代替がないものですから残したいということです。それ以外のものについて6つ選んだのが今お示しした資料の統計です。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして御質問等ありますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうもありがとうございました。基本的には、私は賛成の方向なのですが、その分け方、つまり、秘匿の部分が多いということで考えると、資本金規模別で考えるのか、それとも従業員別で考えるのかという、どっちを取るかということなのですけれども、これ、サンプルで言うと資本金、これは感想ですから別にどうしてもというわけではないのですけれども、資本金規模別ってこれほど細かく分ける、その章のところをこれほど細かく分ける必要が政策上あるのかどうかというようなことなのですけれども、例えば中小企業基本法で言うと3億円未満は皆全て中小企業の分類になっているのではないかと。逆に商業とか、いわゆるサービス業の分類でいくと、これは何人でしたっけ、300人未満でしたっけ、つまり、政策上やらなくてはいけない分類というのがあるかと思うのですけれども、

その資本金規模別の方を非常に細かく維持していて、中小企業基本法とか、私、忘れましてけれども、人数で例えば政策上区分されている部分のごそっと落とされるというのは、それで経済産業省としてよろしいのですかという質問なのですが。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 今回の御指摘につきましては、中小企業実態調査がありますので、そちらはもっと物によっては精緻にやっておりますので、そこは問題ないと考えております。

○西郷部会長 ほかにありますか。お願いします。

○野呂委員 先ほどのご説明で、パブリックコメント期間中に3,500件ぐらいのアクセスがあったということですが、これはさすがにアクセスですから、どういう方が利用の傾向として多いのかは分からないのでしょうか。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 実は私どもそれを知りたいところなのですが、現時点ではカウントしか、分かりません。例えば日経新聞などがやっているようにユーザー登録をさせないと使わせないみたいなシステムを導入すれば、ある程度プロフィールができるので、そういうのも今後は考えていく必要があると思っております。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、集計表が一部削減されるということですが、それによって確報の発表のタイミングが1か月ぐらい早まるのであれば、それによって二次利用が今までよりも早くできるようになるということで、利便性も向上するということから部会としては適当と判断させていただくことにします。

ところで、今回、諮問した際の統計委員会においても、軽微案件ということで、「わざわざ部会を開く必要はないのではないか」「集計事項の取りやめについて、どういった場合に諮問不要の軽微処理に該当すると考えるべきか」という御意見もあったのですが、今回は、集計表の変更、それもかなり大きな削減を伴うということから部会を開かせていただくという方向で意思決定をいたしました。

どういう場合に軽微案件と扱って、どういう場合に軽微案件と扱わないのかというのは統一ルールを作るのが難しいと思います。今後もこういうようなケースがあろうかとは思いますが、個別の統計によってそれぞれ事情が違いますので、そのとき、そのときに部会長及び委員長とで相談して決めていくという形になると思いますけれども、今回のケースから考えられることとしては、①秘匿措置が多く利活用が制約される場合、②ニーズが低い集計表の取りやめ、③取りやめに当たって、利用者の立場に立った何らかの代替措置がある程度確保されているような場合には、諮問を要しない軽微処理という可能性がでてくるのではないかと考えられます。そのようなことも含めて委員会では私から報告をさせていただきます。

それでは、その集計表の変更に関しましては、いただいた御審議でもって部会として適当と判断したというふうにさせていただきます。

○宮川委員 すみません。

○西郷部会長 はい。お願いします。

○宮川委員 1点だけ言い残したことなのですが、先ほど議論した有形固定資産、

当期除却額の項目名称の変更については、名称の変更ということでももちろん結構なのですが、けれども、定義をしっかりと変更して統一していただくということで結構ですが、分かったことは、経済産業省が意図していたことと、いわゆる除却と減少の定義というのはやはり少し違う。有形固定資産と無形固定資産でこれまで違っていた。どちらにその統一するにしても、減少で例えば減価償却を除くということに統一するとしても、恐らく断層が生じる可能性があると思うのです。そこのチェックを、いわゆる事後的なチェックもお願いしたいというか、統計委員会としては、いわゆる定義変更というか、名称変更によるデータというか、回答上の変更があるかどうかの確認も併せて行ってほしいということをし、最終的な答申で結構なのですが、付け加えていただきたいということです。

○西郷部会長 今の点に関しましては、今回、答申が出ますので、その中に今後の課題というのがあると思いますので、その中で触れるような形で引き取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、審査メモで言いますと7ページということになりますけれども、ここには企業活動に関する統計の体系的な整備という項目で四角の中にたくさん書いてあることがあります。大きな枠組みに関しては基本計画等、もっとしかるべき場所で検討していただくということになっておりますけれども、今後の課題へと前回の答申で「今後の課題」とされた事項についてのその後の整理ということで、この部会でも少し時間を使って議論していただければと思います。

それでは、まず、事務局から審査の状況について御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 分かりました。それでは、審査メモで申し上げると7ページから8ページということになります。この調査、前回答申は平成22年ということになるのですが、その際には審査メモの7ページ、大きく箱書きをしておりますけれども、その中にありますとおり、(1)として、1つ目として企業活動に関する統計の体系的整備、それから、下の(2)のところですが、調査対象範囲の見直しという2つの課題が付されていたところですが、その後、状況がどんどん変わって、事業所母集団データベースの整備も踏まえまして次の8ページのところに審査状況を少し書いているのですが、8ページの3段落目ですか、「これを踏まえ」という段落なのですが、そこにも記載しておりますとおり、現在の第Ⅱ期基本計画の課題にも引き継がれまして、現在、政府部内における検討会議として、ひとまず報告書が取りまとめられたという段階になっています。

報告書ということで言葉ではなくて具体的にということ、審査メモの最後、右肩に別添3と書いた結果報告書の抜粋というものですが、その産業関連統計の整備の報告書の抜粋を2枚紙ですが付けておきましたので、その2ページを御覧いただければと思います。検討結果ということで真ん中、ウと書いているところなのですが、その「このため」の段落です。その部分に一定の方向性がまとめて書かれているのですが、その2行目あたりでしょうか、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について、対象となる統計調査の結果をデータベースに登録した上で結合集計をする。そのような結果を提供する方向で段階的に進めるということが方向付けされています。

段階的にというのは具体的にどういうことかということなのですが、下の（ア）から以下書かれているのですが、3ページ目に図-2を入れていますので、そちらを御覧いただければ分かりやすいかなと思います。3ページ目の図-2、産業横断的に把握する統計の全体像ということなのですが、今回の結果報告書で書かれているのは、まず第1段階としては左側、縦に類型1という部分がありますけれども、イと書かれている部分ですか、基本的な調査事項のみというところなのですが、そのイの部分をもまず整備する。そして、次の第2段階としては、大規模企業を横に横断的につないでいるアというのがありますけれども、これを整備するというような形で段階的な整備がうたわれているというのがこの結果報告書の要旨ということになります。

以上が現状における企業統計の全体的な状況ということになるのですが、本日はこのような状況も踏まえつつ、この調査がどういう位置付けにあるか、また、将来的な方向性はどういうことで、現時点における経済産業省の意見を紹介いただいて、今後検討される基本計画における企業統計のあり方に関する議論の一助になればと思っていますところ。

なお、ここからは若干、少しだけ口頭で補足をいたしますけれども、今御説明をした別添3の報告書の取りまとめの過程における月1回ぐらい会議が開かれていたのですが、そのときの2月の会議で、ワーキンググループなのですが、そこでは今、統計改革推進会議でもよく言われている供給・使用表という話、耳にされているかと思いますが、供給・使用表の作成に関連してこの調査、企業活動基本調査を2階建てにして、2階の部分で企業のセグメント別の投入構造を把握する、そのような必要性もあるのではないかと、そのような意見も出されていまして、この調査の今後の方向性の1つか。1つの選択肢になり得るのではないかとと思われるところです。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、資料3の11ページを御覧ください。今の論点のところですが、経済センサス活動調査の中間年において産業別の年次統計調査の充実につきましては、回答の2つ目と3つ目の「○」になります。現時点ではサービス統計の整理統合並びに商業統計の年次化といったものを行いながら、引き続き製造業も含めまして当省の所管の産業の実態を適切に捉えていくということを進めていくつもりでおります。

その際重要となります課題というのは、調査事項の設定と考えておりました、今日も野呂委員もいらっしゃいますけれども、書く方は非常に膨大な調査票が来て大変だという、そういう御指摘も多数受けております。疑義照会や督促をしてもけんもほろろに言われることもあります。そういうのも踏まえて必要な調査事項を精査し、報告者負担とのバランスというのを考えながらやらなければいけないと考えております。そのときに調査単位のあり方、企業統計にするのか事業所統計でいくのかということも議論になるだろうと思っております。

3つ目の「○」ですけれども、サービス統計の整理統合や商業統計の年次化の設計の具

体化につきましては、事務的には検討を進めております。しかしながら、単独でやるわけではなくて、やはり統計改革推進会議ですとか、第Ⅲ期基本計画の立案、このようなものの議論をよく横で見ながら進めていかないといけないと思っています。調査単位は、企業単位で把握するのだという結論がまだ出ておりませんが、結論が出るという前提で、産業関連統計の体系的整備について、ワーキングで取りまとめられたとおり、第Ⅲ期の基本計画において総務省を中心とする関係府省において企活と、ここでは企業統計として法人企業統計も書いてありましたけれども、関係整理をしなければいけないと思っています。

ちなみに、企活の特徴というのを最初の「○」に書いてありますけれども、事業組織別の従業者数ですとか、事業内容別の売上高ですとか、あと親会社、子会社、関連会社との関係とか、取引や事業の外部委託の状況や技術保有の状況など、非常に広範な情報を取らせていただきまして、このようなものを組み合わせることで多角化ですとか国際化等の企業の活動実態の多面的な活動というのが明らかにできると過去の研究会でも先生方からお褒めの言葉をいただいていますので、そのような意味で非常に記入者負担をかけておりますけれども、それなりに深堀をした特異な統計ではないのかという理解をしています。これをどういうふうにしり合わせていくのかというのは非常に大事な問題だと思っています。一番下の回答にある第Ⅲ期基本計画におきまして大規模企業の活動実態を全産業横断的ということです。

ここで企活も当然その中には入ってくると思いますが、現在の日本の統計精度というのは分散型で、各省庁のそれぞれの政策目的に合った統計を取るという仕組みの中でやっておりますので、そこに限界はあるのだろうと考えております。これがもう少しドイツやカナダのように集中型でやるのであれば横串で一気にとれるようになるのですが、そうはならないところに限界とメリットがあるのだろうと考えております。いずれにしても、全体取りまとめを総務省にお願いいたしまして、その中で我々の役割をしっかりと果たしていくというのが現時点での我々のスタンスです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

かなり大きな枠組みのお話なのでありますが、委員から御意見等ありましたら伺っておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○宮川委員 では、1点だけ。

○西郷部会長 はい。

○宮川委員 何かコメントをした方がいいのかなと思うのですが、今、国民経済計算部会が一次統計の利用も含めて企業関係の統計の整備も考えている。一方で、ここで議論になった産業統計とか、それから、企業レベルの統計というのが別途あって、その産業レベルとか、それから、企業レベルでの、例えば産業レベルだったら産業構造とかがあるでしょうし、企業レベルだったら政策目的としては企業の新陳代謝だとか、それを参入、退出の要因だとか、新しく出てきた企業がどういう特性を持っているのかとか、そういう議論になるかと思っております。それぞれの段階の政策レベルがあって、かつ、一方で統計は

政策レベルの例えば工業統計表だったら、もしかしたらGDPから事業所レベルの政策課題まで全部カバーしているというようなこともあるでしょうし、企活だったら、今、GDPのところはそれほど関係がないかもしれないけれども、企業レベル、産業レベルの政策課題には非常に大きくかかわってくる。

これをどう整理して望ましい統計の姿にするかというのは非常に難しいなど。今、GDPが先行しているものですから、どうしてもそちらへ仕事の求心力というのがあるかと思うのですけれども、その辺うまく、まず政策、産業レベル、企業レベルの政策の設定をして、それぞれについての今までの統計を整理されているのだらうと、ここでは思うのですけれども、その整理を、政策目的にどの統計がかかわるかという整理をした上で、かつ過不足を調べるという作業が必要なのかなという気がしています。もちろん、今度、基本計画を改めて早くやらなくてはいけないのですけれども、だから、今、やらなくてはいけないこととしては、多分、今、GDPに比重がかかり過ぎているので、恐らくそういう産業レベルの政策とか企業レベルの政策目的みたいなものもある程度念頭に置いた上での整理と、それから、過不足の整理というものが必要なのかなと思います。

以上、感想ですね。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。お願いいたします。

○野呂委員 今のご説明でも、報告者負担について配慮いただきまして、ありがとうございます。経団連でも、1つ1つの統計についての負担を見ていくことも、これも大事なのですけれども、今回、全般的な企業関係の統計の見直しですので、トータルでどうかということも検討しなくてはいけないと考えております。また改めて全体の動きを見た段階で報告者負担についていろいろ御相談させていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。宮川委員のおっしゃったミクロのレベルでの統計とマクロのレベルの統計というのをどういうふうに折り合いを付けていくかというのは、多分、基本計画の中でも大きな話題というか、トピックになると思ひますので、今後考えていくという格好になると思ひます。今回、今いただいた御意見に関しましては、今回の答申の中に盛り込むというよりは、今後の議論のために私から統計委員会に適宜報告させていただくとかいう形で対応させていただきたいと思ひます。

それでは、審査メモはもう一つ、オンライン調査の推進についてというのもありますので、こちらについてまず事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 お願いいたします。オンラインの関係です。審査メモの最後、9ページのところです。これは調査横断的にほかの諮問のときもそうなのですが、確認が求められているオンライン調査の推進状況ということです。本調査につきましては、オンライン回答の利用率、大体30%弱という回答をいただいているのですが、一定規模以上については全数ということで、また、毎年調査とはいえず反復継続的に行われるということで、利用実績を上げる余地はまだまだあるのかなと考え

られます。ですので、論点といたしましては、まずは現状の把握、それから、オンライン利用を高めるための取組について確認をしたい、このように考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御回答をお願いします。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 それでは、資料3の12ページです。ここに企活の過去3年分の回収率とオンライン率を記載してあります。オンライン率の平成27年調査では大体30%ぐらいとなっております。年1回の調査にしては、30%は高い方ではないかと我々は認識しております。動態統計を見ますと大体50%ぐらいです。動態は毎月調査しており集計項目が少ない。ですから、オンラインをやりやすいと思うのですけれども、企活のようにたくさんの項目を持っている年に1回の調査で、数年に1回は担当者も代わるだろうという状況の中で3割というのは、自分で評価するのも何ですが、よくやっていたのではないかと考えております。

具体的には、外注業者が督促をやっておりますので、そのときにオンライン提出のPRや推奨といったこともやっています。私どもにもシステム部門があるのですが、毎月200件ぐらいオンライン調査に関する問い合わせがあります。中身をよく見てみると、IDを忘れたとか、操作法が分からないとか、やってみたが動かないとか、これはコンピュータの環境が異なっているので、その辺がもう少し改善できるともっとドラスティックにオンライン率も上がるのではないかと考えております。入り口のところで引っかかってしまってそれでやらないという人たちもたくさんいるようですので、これは今後の課題、我々だけで解決できるものではないのですけれども、もう少しシステムの観点から何かできるとオンライン率が上がるのではと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か御意見等あるでしょうか。よろしいですか。オンライン回答というのは、どの統計でも推進すべしということになっておりますので、企活は、特に規模の大きい企業を相手にしている統計調査ということもありますので、今後もオンラインの利用率が上がるような工夫をしていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして予定されていた論点は審議をいたしました。1点、減少額に関しましては定義の整理とその表現、そして将来的にそれをどのように扱っていくのかということについて、今後の課題等のところで記述をさせていただくという形で、それ以外に関しましては一応、提案されたとおりで了承というふうに、部会として適当であると判断したとさせていただきます。今後の課題の書きぶり等につきましては、メール審議のときに御確認いただく形になると思います。今、メール審議という言葉申し上げましたけれども、本日の部会をもって1回で、あとは特に対面式での部会というのはせずに、書面による審議で進ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この答申（案）を示す時期ですけれども、4月20日に統計委員会における部会報告をして、部会所属以外の委員から御意見をいただくという機会を設ける必要がありますので、

答申（案）が実際に示されるのは4月24日の月曜日以降になります。委員会の場で特段確認を要するような論点が示された場合には、基本的にメールを用いて確認を進めさせていただくということにしておりますので、改めて皆様にお集まりいただく御負担はかけないようにしたいと思います。最終的に御了解いただきました答申（案）につきましては、5月30日に開催予定の統計委員会で報告するということになりますけれども、5月は私、それから、部会長代理をお願いしている宮川委員についても都合がつかなくて欠席という予定になっております。

ですので、答申の委員会報告については私の方でメモを作って、それを委員会担当室から御紹介いただくという形で対応しようと思っています。それでよろしいですか。宮川委員が御出席ということであればまた少し違いますけれども、あまり必須と考えるいただかなくて結構ですので。それでは、御了解いただいたということで、そのように進めてまいりたいと思います。

○宮川委員 よろしいですか。

○西郷部会長 はい。

○宮川委員 先ほど減少額の部分については、まだどういう文章でどういう形かという具体的なところが示されていなくて修文ではないので、まず、答申文案が示される前に経済産業省としては、ここの部分はこういう用語で例えば有形固定資産と無形固定資産で直しますということで1回了承を取っていただいて、そこから答申案の文章に入っていただくということでお願いできないでしょうか。

○西郷部会長 はい。分かりました。答申（案）の作成に先立って、それをすべきであるという御意見ですね。

○宮川委員 そうです。はい。

○西郷部会長 はい。承知しました。そのようにいたします。

それでは、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○井川総務省政策統括官（統計基準担当）付官 経済産業省企業活動基本調査につきましては、部会での審議は本日終了といたします。また、先ほど部会長から御連絡がありましたけれども、答申（案）につきましては今後4月の統計委員会で審議の模様を踏まえつつ、部会長と御相談の上、案を作成して両委員に御確認いただきたいと考えております。その上で最終的に書面による決議をお願いすることになるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

委員会に諮問した際には、部会を開く必要があるのかという御意見もありましたが、開いてよかったという成果が得られたと思います。ただ、こういうことがあると軽微案件で片付けるというのがなかなか難しい場合があるかと感じました。とにかく今日は本当に

お忙しい中、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。